

★★★★Q&A集★★★★

(注) 以下のQ&Aは、読者（特に弁理士試験の受験生）の方が疑問に思うことが想定される事項について、編著者が回答するものです。疑問に思われているQ欄があれば、A欄をご覧ください。また、併せて、“本書の活用法の一例”サイトを掲げておりますので、そちらも必要に応じて参考にして下さい。なお、以下の内容については今後、追加、変更、削除する場合があります。

～本書の全体編～

Q1：本書の特徴を教えてください。

A1：「はじめに」の冒頭書いたとおりですので、そちらを十分にご参照下さい。言い換えますと、本書は、主に下記の要点を抽出した上で、分かりやすさと簡潔さを追求し、できる限り両立させたことを特徴とします。

(ア) 知的財産権四法の条文の要点、

(イ) 工業所有権法（産業財産権法）逐条解説〔第18版〕（特許庁編、以下「青本」と言う。）の要点、

(ウ) 条文や青本に明示的に書かれていないが読み取り可能な要点、および

(エ) 平成23年法改正の要点、

特に、平成23年法改正の要点をいち早く書籍としてまとめた点は、大きな特徴です。

念のため申し上げますと、本書は、「本書を読めば青本を読まなくてもよい」などとは一切述べていません。むしろ、本書は青本を読みやすくする本と考えて頂けるとよいでしょう。「はじめに」をよくお読み頂き、誤解のないようお願いいたします。

なお、本書は主に、法学書院の弁理士受験新報72号の特集1（試験に出る！戦略的「青本」学習法）に記載した内容に沿って、書き下ろしたものです。

Q2：「要点」について教えてください。

A2：「要点」とは、『事柄・物事を中心となるところ』を意味します。つまり、本書は、試験的（特に）および実務的な観点から、事柄・物事を中心となる項目に焦点を当てて書かれています。本書がそのような中心の項目についてどの程度詳しく説明しているかは、項目ごとに異なります。

Q3：A2に関連しますが、項目によって、詳しく説明しているところとそうでないところがあると思います。その理由を教えてください。

A3：分かりやすさと簡潔さをできる限り両立させた結果、項目によって、説明の程度に軽重を付けました。軽重の付け方は、凡そ下記の基準です。

(ア) 条文や青本を見てもすぐに理解しにくいと考えられる項目（趣旨、理由付け、青本で長い解説がなされている項目、試験および実務的に特に重要と考えられる項目など）は、本書で比較的詳しく説明しています。

(イ) 条文や青本を見ればすぐに分かると考えられる項目については、紙面の都合により、参照箇所を明記した上で項目を列挙するに留めた箇所もあります。このような箇所の中で分からない項目があれば、参照箇所を読み、適宜本書にメモするなどして下さい。

このように、本書は、主に法律の条文および青本から見て、「要点」を漏れなく盛り込んでいます。

Q 4 : 知的財産権四法（特許法、実用新案法、意匠法、商標法）の要点（本編）が第 18 版の青本に準じているということは、本編の内容は平成 23 年の法改正事項を反映していないということでしょうか。

A 4 : はい。ただし、平成 23 年法改正によって、どこがどのように追加、変更、あるいは削除されたのかを、本書は「平成 23 年法改正の要点集」において十分に説明しています。具体的には以下のとおりです。

(ア) 改正された条文ごとに、その直下の“※改正内容”の項目で、どこがどのように追加、変更、あるいは削除されたのかを詳しく説明しています。

(イ) 改正項目ごとに関連する条文同士を明確に説明しています。

(ウ) 趣旨や理由付けを詳しく説明しています。

(エ) 図や表を多用して理解しやすくしています。

(オ) 「他の法域に関する事項」の欄を右側に設けることで、四法対照が一目で分かるようにしています。

したがって、「平成 23 年法改正の要点集」を読み進めながら、本編の対応箇所を追加、変更、あるいは削除することは十分可能だと思いますので、是非とも行って頂きたいと願っております。また、そのような行為を通じて、法改正の内容が一層理解できるものと思います。

～本書の活用法編～

(注) まず、本書の「はじめに」を一読してから以下をお読み下さい。

Q 1 : 本書の活用法、使い方を教えて下さい。

A 1 : 本書は青本に準じた構成を採っています。したがって、(既に青本を学習されている方は特に、) 青本と同様の学習法で本書を活用されるのがよいと思います。加えて、

- ・ 各法の冒頭に見開き一枚でまとめた、法律全体の基本フロー図、および
- ・ 巻末資料として見開き一枚でまとめた、各種制度のフロー図、

を随時確認し、現在自分が学習している内容が法律全体のどこに位置するかを意識して下さい。全体と詳細を往復する学習は、途中で訳が分からなくなるという事態を避けることができ、かつ、学習の効率がより高くなるでしょう。

以上より、本書については、例えば下記のような活用法が考えられます。

(ア) 条文、青本、および平成 23 年法改正の要点を学ぶための参考書

(イ) 条文、青本、および平成 23 年法改正の重要事項を把握しているか否かを、短期間で確認するためのチェックリスト

(ウ) 日々の学習で得た知識や気づいた弱点を随時書き込んでいく、サブノートあるいはオリジナルのノート

(エ) 分厚い青本の要点(骨格)をあらかじめ確認しておくことで、青本を読みやすく、かつ、メリハリを付けて読めるようにし、青本を攻略するためのガイドブック

(オ) 日々の学習の中で分からない事項が生じたときに調べる辞書(本書を見て、どこに詳しく書か

れているかを確認するという使い方もありうる。)

(カ) 平成24年度弁理士試験の出題範囲になると予想される平成23年法改正の要点をいち早く理解し、他の受験生に差をつけるための本

もちろん、上記(ア)～(カ)を適宜組み合わせた使い方もありうるでしょう。

Q2：本書を活用する際に注意すべき点があれば、教えて下さい。

A2：あります。明確にしておきたい注意点があります。本書や青本を逐条的(条文順、ページ順)に学習することは避けて頂きたいのです。

弁理士受験新報72号の特集1(試験に出る!戦略的「青本」学習法)で、上記の理由を詳しく解説していますので、宜しければそちらを参照して下さい。

上記の注意点を十分に理解して頂くため、別サイトに、上記特集1の内容を一部改変した、「本書の活用法の一例」をご紹介します。(青本を未習の方やその学習に困っている方は特に、)参考にしていただくと幸いです。逐条解説を“逐条的”に読み進めていくのが如何に非効率的であるか、すなわち「読み進めるコツ」を押さえておくことで如何に学習効果が高くなるか、お分かり頂けるはずです。

なお、既に本書を用いた学習法を確立された方は読まなくて大丈夫です。

Q3：項目を読んで分からない場合やより詳しく知りたい場合の解決手段を教えてください。

A3：そのような場合には、積極的に条文や青本の該当箇所を実際に調べることを強く推奨します。

分からない項目を調べるという過程は手を動かしたり頭で考えたりしますので、とても勉強になるはず。分からない項目を見つけたら参照箇所を実際に調べて、本書の余白部分に書き込むことにより、本試験直前まで役に立つオリジナルのノートが完成すると思います。

条文を逐一確認するという事は、法律家あるいは法律家を目指す方であれば、当然にすべき行為です。また、本書では、青本の該当箇所を参照する場合でも、大部な青本の中から探す時間を短縮できるよう、記号などを用いたりしてガイドしています。したがって、実際に調べる作業の負担は、相当小さいはず。本書を足掛かりにして、必要に応じ、青本の該当箇所も手を動かしてご確認ください。

Q4：本書では、趣旨や理由付けの説明を重視していると書かれていますが、この点についてもう少し詳しく教えてください。

A4：本書は、青本で解説されている趣旨や理由付けの大半について、(簡潔に)説明しています。なぜなら、趣旨や理由付けから物事を考えるということが、試験的にも実務的にも極めて重要だからです。

条文を字義通りに解釈するという考え方(文言解釈)は、誰もが予想可能な結論を出せるため、法的安定性に資することになります。

その一方で、具体的な事件の中には、文言解釈によると、妥当な解決が図れないものもあります。このようなとき、法目的や条文の趣旨を考慮して、その条文が解釈される場合があります。このような考え方(類推解釈など)は、事件の妥当な解決を図ることができる場合が多いため、具体的妥当性に資することになります。

以上の法的安定性および具体的妥当性の間でバランスをとりつつ、説得力のある判決文を書くのが、裁判官の基本的なスタンスと言えましょう。これを学習の立場に置き換えると、文言解釈(法的安定性)

は、条文を文言通り・字義通りに学習する過程です。これに対し、類推解釈など（具体的妥当性）は、法律、法律中の条文、および条文又はその中の文言の趣旨や理由付けを学習する過程です。したがって、法律を学習する上で、条文自体と同じくらい趣旨や理由付けが重要なため、本書は、青本に書かれている趣旨や理由付けを重視し、ほぼ全てをフォローしているのです。

Q 5 : 本書では、条文同士のつながり（関連性）を重視していると書かれていますが、この点についてもう少し詳しく教えて下さい。

A 5 : “登場条文”、“登場文言”、および両者を併せた“登場条文等”の欄に挙げた条文（下線付きは条文中にも記載があるもの）は、関連する条文（つながりのある条文）です。

関連する条文は太字で目立つように示していますので、見つけたらすぐにその条文を実際に参照する（音読する）癖を付けて下さい。

これにより、特許法4条で言えば、特許法46条の2第1項3号の「三十日」が法定期間であって延長され得ることが分かります。また、特許法5条で言えば、いずれの条文にも「指定期間」という文言が出てくるのが分かり、この指定期間が延長され得ることが分かります。

このように、一見無機質で羅列のように見える条文の列挙も、その条文や青本の該当箇所を実際に参照すれば、どのようなつながりがあるのかまで把握できるようになります。このように学習を進めていくと、条文の流れやつながりが理解でき、非常に効率的です。

付言しますと、本書では、特許法4条の登場条文の欄のように、上記のような列挙条文にはできる限り（簡潔な）説明を付しています。一方で、当該準用条文は列挙するに留めた箇所もあります。例えば特許法151条のような、準用条文を規定する性質の条文が挙げられます。これは、準用条文を規定する性質の条文は、実際には準用条文、読替準用条文、および不準用条文が存在し、試験的には不準用条文が相対的に重要な場合が多いからです（読替準用条文も重要ですが。）。加えて、不準用条文は明文で規定されていない場合が多く見落としがちなため、本書では、不準用条文（および一部の読替準用条文）に重きを置いて説明するというスタイルを原則として採用しています。

Q 6 : 上記A 5で言及された“登場条文”、“登場文言”、および両者を表す“登場条文等”の各欄に書かれている条文や文言は、どんな基準で選んだのでしょうか。

A 6 : 大半が、条文又は青本に出てくるものを基準として選びました。つまり、条文又は青本に出てくる他の条文や文言は漏れなく上記の欄で押さえています。一方で、条文又は青本に出てこないが関連する他の条文や文言もあるかと思えます。このような他の条文や文言については、ご自身で適宜本書にメモするなどしていただけたら幸いです。

Q 7 : “登場条文”欄の活用法については上記A 6で分かりました。それでは、“登場文言”欄の活用法について教えて下さい。

A 7 : “登場文言”の欄に登場するものは、基本的に条文又は青本に出てくる重要語句です。したがって、重要語句のチェックリストと考えて、その定義や概要を自問自答してみてください。そして、自答できたら次に進み、自答できない場合は以下に従い調べて下さい。すぐに答えが見つかるはずですよ。

(ア) カギカッコの後ろに〔趣旨〕と書いてあれば青本の解説中、〔趣旨〕欄を参照。

(イ) カギカッコの後ろに〔字句〕と書いてあれば青本の解説中、〔字句の解釈〕欄を参照。

(ウ) カギカッコの後ろに〔参考〕と書いてあれば青本の解説中、〔参考〕欄を参照。

(エ) カギカッコの後ろに何も書いてないものは、原則として該当条文中で定義されているもののため、当該条文を参照。

(オ) 上記以外のものは、直後に説明を加えています。なお、上記(ア)～(ウ)のいずれかであっても直後で説明を加えているものは、自答する際のヒントとお考え下さい。これらの説明は最小限の字数で書かれているため、もし分からない場合には青本を参照して下さい。

～本書の見方編～

(注) まず、本書の「凡例」を一読してから以下をお読み下さい。

Q 1 : “登場条文”、“登場文言”、および両者を表す“登場条文等”の欄について

A 1 : 上記「～本書の活用法編～」のA 5からA 7までをご参照下さい。

Q 2 : 「⇒●●対象」について

A 2 : 「⇒全条文対象」は、当該箇所の文言の意味が、以後の条文で登場する同じ文言についても通用することとなります。

また、例えば「⇒2項全体対象」は、2項の中で出てくる文言が全て、最初に出てくる文言の意味に従うことを示します。

さらに、「⇒逐条解説全体対象」は、当該箇所の文言の意味が、以後の青本のページで登場する同じ文言についても通用することとなります。

Q 3 : 「※四法対照」について

A 3 : 特許法、実用新案法、意匠法、および商標法からなる四法を比較対照して下さいという注釈です。四法をどのように比較対照すればよいかは、四法対照条文集を見ると分かりやすいです。

例えば、特許法4条の四法対照の場合、四法間で、法定期間を規定するものとして挙げられている対象およびその合計数が異なっていることが分かります(特許法4条では、すぐ下の登場条文等の欄を見ると、対象の概要や、合計数が4つであることが分かります。)。したがって、これらの点を四法比較することにより、4つの条文を一度に把握することができ、効率的です。